

鈴鹿市農業委員会告示第12号 農業委員会総会の開催

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条の規定により、次のとおり鈴鹿市農業委員会第37回総会を開催するので、鈴鹿市農業委員会総会会議規則（昭和32年農委告示第4号）第2条第1項の規定により告示する。

令和8年9月7日

鈴鹿市農業委員会
会長 大塚 和馬

- 1 日時 令和8年9月14日（金）午前10時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館12階 1203会議室
- 3 事項（1）農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
（2）農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権）
（3）農地法第4条の規定による許可申請について
（4）農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
（5）農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
（6）農用地利用集積等促進計画について など